

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（27）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定検査機関の指定等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関事業計画等の認可 ・指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・指定検査機関の立入及び指導等 <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。 ・現状の指定権限をそのまま移管した場合には、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たらなければならないため、指定及び委任の制度の見直しを含め検討が必要である。
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 指定検査機関数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0 機関 H20 0 機関 H21 0 機関</p> <p>3. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>法律、省令の改正を要する。</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 1 条～第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 1 条～第 3 5 条 <p>【省令】</p>
--------	--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第34条、第35条、第40条～第42条、第44条、第45条、第50条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項に規定する指定検査機関を指定する省令廃止
条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・指定及び委任の制度の見直しを含め国で検討を行う。
移譲の時期	制度の見直しを含め検討を行い、条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（28）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>健康増進法において、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができる」とされている。</p> <p>具体的には、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができ、さらに、正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p> <p>（条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況（単位：百万円）	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 相談及び指導件数 H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件</p> <p>2. 立入検査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>3. 収去件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>4. 勧告件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正 健康増進法施行令（平成 14 年第 361 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（34）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○特定機能病院の報告徴収・立入検査 （医療法第25条第3項及び第4項）</p> <p>○緊急時における報告徴収・立入検査 （医療法第71条の3）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>立入検査として、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全に関する事項、 ・院内感染対策に関する事項、 ・医薬品の安全管理体制に関する事項、 ・医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、 ・血液製剤・輸血にかかる管理体制、 ・職員健康診断に関する事項 等 <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること ・緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費の内数 38百万円（平成22年度予算）
関係職員数	104人以内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82件 H20 83件 H21 83件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法第25条第3項及び第4項、第71条の3 等
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、特定機能病院の特殊性にかんがみ、以下の方策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ①指導監督の実施基準は国が策定する。 ②都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督の内容や結果等については、国に情報提供する。 ③国が、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することを可能とする。 ・ 緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、以下の方策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ①国が、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することを可能とする。 ②国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等の内容や結果等については、国に情報提供する。
	<p>移譲の時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲の要件の具体化に向けて検討を行い、それが図られたところで、制度の見直しを行い、権限を移譲する。
	<p>備考</p>	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（35）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○介護保険・サービスに関する指導 （具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施（※） ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 <p>（条件）</p> <p>① 適正な介護保険制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保することが必要。</p> <p>② ※については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制を築く必要がある。なお、関係都道府県の役割分担を明確にするにあたり、介護サービス事業者の事務負担が過重にならないよう、配慮する必要がある。 また、本業務は、広域的に行うことが必要であり、必ずしも一つの地方厚生局の範囲に収まるものでもないため、移譲にあたっては全国一律での対応が必要。</p> <p>③ 介護保険制度の適正な運営及び利用者保護の観点から、緊急時又は全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、権限移譲後においても、国による総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要がある。</p> <p>④ 介護保険関係法令に、上記①～③を確実に担保するためにも、各都道府県並びに市区町村の権限の範囲や相互連携等に係る諸規定の整備が不可欠となる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数
関係職員数	24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件

	2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183件 H20 193件 H21 144件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	介護保険法第115条の32、第197条 等
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県において、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保が必要 →都道府県における介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保について、地方と協議を行う。 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事務について、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築が必要 →都道府県間の役割分担など支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築について、地方と協議する ・緊急時又は全国規模の問題が生じた場合など、国による総合調整が実施可能となるよう関係法令に規定することが必要 →国による総合調整を規定することについて、地方と協議する
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（43）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合の検査指導</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	43人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合法第97条、第97の4 ・消費生活協同組合法施行規則第255条
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。

	備考	
--	----	--

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（44）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	社会福祉法人の指導監査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人の指導監査</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収、検査及び業務停止命令等（第56条1～3項） ・社会福祉法人の解散命令（第56条第4項） ・公益事業又は収益事業の停止命令（第57条） <p>等</p> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることが必要。
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	24人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35件 H20 53件 H21 79件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第56条 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日、社援第2618号） ・国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監査の実施について（平成13年10月5日、社援総発第9号）
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることを確認するため地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

	出先機関名：地方農政局等	整理番号（12）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

<p>移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容</p>	<p>【移譲する業務】</p> <p>農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新（法第17条から法第19条まで及び法第21条） ・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第20条第3項） ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第30条、法第31条） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第22条から法第24条まで及び法第32条） ・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第16条） ・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第33条） <p>【具体的な業務内容】</p> <p>移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。</p> <p>①農産物の登録検査機関に関する登録等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新（5年ごと）・変更の登録 <p>②農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等 ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等 <p>【移譲に当たっての条件等】</p> <p>1 並行権限</p> <p>都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。</p> <p>2 人材等の整備</p> <p>移譲に当たっては、農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。</p> <p>3 その他の業務</p> <p>農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査の結果（定期） ・登録検査機関の登録・更新の状況（随時） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時） ・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）
-----------------------------------	--

予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	258人の内数
事務量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関:約1,500機関(うち県域:1,300機関) ・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関:約1,500機関(うち県域:1,300機関) (米:年20回、麦:年16回、大豆:年6回等) ・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等(平成13年度以降計8件) ⇒登録検査機関等に対する立入調査等:年間約2700回(うち県域約2500回) ・農産物検査法違反業者の告発(平成13年度以降計4件)
備考	<p>移譲後の国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査規格の設定・改廃(銘柄設定・改廃を含む) ・農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布(作製点数:約1,500セット) ・複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務

工 程	改正を要する 法令等の事項	農産物検査法(同法施行令、同法施行規則等の関係法規を含む。)の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決 のための方策 等	<p>本権限の移譲及び人員の移管については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。</p> <p>特に、都道府県における農産物検査に係る専門知識を要する人材の確保、育成の方法等について、地方との協議及び調整が必要である。</p> <p>また、人材の育成に当たっては、実務面の知識習得等に一定の期間を要することに留意する必要。</p>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・地方との協議・調整の完了後、法案提出。(法改正は一括法で行われる必要。) ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。
	備考	

出先機関名：地方農政局	整理番号（18, 19）
-------------	--------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言（法第6条及び法第60条） ・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項） ○容器包装リサイクル法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収（法第39条） ・立入検査（法第40条） ○食品リサイクル法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項） <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。 ○容器包装リサイクル法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 ○食品リサイクル法関係 <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を移譲しなくても都道府県において実施しうるものである。</p> <p>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</p>
----------------------------	--

	<p>1 国においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。</p> <p>3 関係法の改正は一括法で行われる必要。</p>																																																																												
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																												
関係職員数	119人の内数																																																																												
事務量 (アウトプット)	<p>省エネ法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>184</td> <td>20年度</td> <td>67</td> <td>21年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>184</td> <td>20年度</td> <td>67</td> <td>21年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>3</td> <td>20年度</td> <td>16</td> <td>21年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。</p> <p>容り法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>407</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>4</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>98</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 定期報告は20年度から実施。</p> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	指導件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14	報告徴収件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14	立入検査件数	【工場】	19年度	3	20年度	16	21年度	16		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	407	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	4	20年度	0	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	98	20年度	0	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0
指導件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14																																																																						
報告徴収件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14																																																																						
立入検査件数	【工場】	19年度	3	20年度	16	21年度	16																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																																																						
報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	407	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	4	20年度	0	21年度	0																																																																							
報告徴収件数	: 19年度	98	20年度	0	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																							
備考	共管省庁との調整が必要。																																																																												

工 程	改正を要する法令等の事項	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法（これらの法律に係る施行令、施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決のための方策等	<p>本権限の移譲については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。</p> <p>特に、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査等を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが前提であり、当該内容について、地方との協議及び調整が必要。</p>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（４）
------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>商工会議所法に基づく定款変更の認可</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 名称 3. 事業 4. 地区 5. 事務所の所在地 6. 会員たる資格に関する事項 7. 会員の加入及び脱退に関する事項 8. 会員の権利及び義務に関する事項 9. 会費に関する事項 10. 法定台帳に関する事項 11. 負担金に関する事項 12. 役員に関する事項 13. 議員に関する事項 14. 議員総会に関する事項 15. 常議員会に関する事項 16. 部会に関する事項 17. 事務局に関する事項 18. 経理に関する事項 19. 事業年度 20. 公告の方法 <p>その他任意に定款に記載された事項</p> <p>※上記の定款変更認可事項のうち、5. 9. 10. 11. 16. 17. 19. 20及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68人の内数

事務量（アウトプット）		平成19年度	平成20年	平成21年
	合併認可	1	1	1
	設立認可	0	0	1
	定款変更の認可	98	46	36
備考				

工 程	改正を要する法令等の事項	「商工会議所法」の改正 「商工会議所法施行令」の改正 「商工会議所法施行規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側及び日商との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（7）
------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	工業標準化法（J I S法）に基づく事業所への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（J I S法）に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） J I S制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、私用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としている。 当該事務・権限は、J I Sマークの認証を受けた認証製造業者等に対し、必要に応じて報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・認証製造業者等がJ I Sマークを表示した鋳工業品の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した製品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・その他法の適切な執行のため必要と判断された場合 等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	128人の内数
事務量（アウトプット）	・認証製造業者等に対する立入検査約110件／年※等 ※経済産業局のみの事務量（19～21年度）
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	「工業標準化法」の改正 「工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令」の改正 「都道府県知事の報告に関する省令」の制定
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、J I Sマークが表示された鋳工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） 当該報告徴収・立入検査は対象となる鋳工業品のJ I S規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。

移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（11-1）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>下請代金法の執行に当たっては、全国約4万5千社の親事業者及び全国約20万5千社の下請事業者に対する書面調査を中小企業庁が実施。移譲を検討するのは、同書面調査等の結果に基づき、中小企業庁が立入検査対象として選定した親事業者に対する立入検査並びに親事業者及び下請事業者からの取引に関する報告徴収。（併行権限）</p> <p>（立入検査・報告徴収を実施する場合具体的なケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面調査により下請代金法の違反行為を行っている可能性が高いと認められた場合 ・下請事業者から、親事業者について下請代金法の違反行為を行っている可能性がある旨の申告があった場合 ・その他、下請代金法の執行に当たって必要があると認められる場合等に、必要に応じて実施。 			
予算の状況 （単位：百万円）	—			
関係職員数	141人の内数			
事務量（アウトプット）		20年度	21年度	22年度
	下請事業者からの申告	35件	43件	30件
	立入検査等	829社	777社	937社
	改善指導	743社	715社	870社
備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。公正取引委員会からは、下請法の執行については、統一かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、上記の事務・権限を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対の旨の意見あり。（別添参照）			

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下請代金支払遅延等防止法の改正 ・下請代金支払遅延等防止法施行令の改正 ・省令等の制定
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、そのような場合に対応するために地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施すること。（併行権限） ・都道府県が行う報告・検査の範囲等、移譲にあたり整理すべき事項について地方との協議が必要。

移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、法案等を提出し、法案成立後に移譲。
備考	

(別 添)

平成 23 年 5 月 30 日

公正取引委員会

地方経済産業局の下請法に係る調査権限・事務の地方移譲について

下請法違反事件は中小企業からの申告が期待されない特徴があるため、効率的に違反被疑事実を発掘すべく、全国一律一斉に定期書面調査を実施しており、従来、公正取引委員会と中小企業庁とで分担して行ってきました。

また、違反事件調査の結果、重大な事案に対しては公正取引委員会が勧告措置を採るものであり、さらに、違反事業者が勧告に従わない場合には独占禁止法の規定の適用があり得るものです。そのため、下請法の執行については、統一かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、したがって、標題の権限・事務を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対いたします。

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（13）
------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	<p>中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>一の都道府県を区域とする、鉱業、石油製品販売業、石炭販売業に係る協業組合、洋食器たる陶磁器又はおもちゃたる陶磁器の製造業、織物（幅が十三センチメートル未満のものを除く）の製造業、メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業、布製の衣料品（和装用のものを除く）の製造業、製綿業、織物・メリヤス生地・メリヤス製品又は布製の衣料品の卸売業、硫黄鉱業、石油製品販売業、石炭鉱業、石炭販売業に係る商工組合・商工組合連合会の設立認可、定款変更認可、報告徴収、立入検査、改善命令等。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	207人の内数
事務量（アウトプット）	<p>○経済産業局の所管組合数：2,536件（平成21年度末） （参考）組合の総数 37,222件 うち都道府県の所管組合数 27,998件</p> <p>○経済産業局における手続き件数： 19年度 3,570件 20年度 7,382件 21年度 4,259件 うち、決算関係書類等の受理2,145件、役員の変更届出の受理1,160件、定款変更の認可831件（平成21年度）</p>
備考	<p>本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。</p>

工 程	改正を要する法令等の事項	「中小企業団体の組織に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	-
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲

	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提
--	----	--

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（16-2）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>割賦販売法（以下「法」という。）は、割賦販売等にかかる取引の健全な発展、購入者等の利益の保護、商品等の流通及び役務の提供の円滑化を目的として、クレジット業者の登録、消費者に対する過剰な与信を防止するための支払可能見込額調査、消費者の利益の保護を図るために必要な内部管理体制整備等を義務付けている。</p> <p>付与を検討することとしているクレジット業者に対する報告徴収・立入検査は、これらの規制の実効性を確保するために実施するもの。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの情報等を端緒として法令違反の可能性がある事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 ・割賦販売法に基づく登録クレジット事業者全てを対象として、法令遵守体制や財務状況などの業務の実態を確認するために行う場合 ・包括クレジット業者等において、クレジットカード番号等の漏えい等があり、二次被害の状況、規模等からみて当該包括クレジット業者の法令遵守体制などの業務の実態を確認する必要がある場合 ・その他、事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合等に、必要に応じて実施。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	102人の内数
事務量（アウトプット）	<p>○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可件数0件、立入検査件数約100件、（平成19～21年度の平均値） <p>○包括クレジット業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新登録件数272件（※）、立入検査件数約50～60件、（更新登録は平成22年度（8月1日現在）の実績値（※）。検査は平成19～21年度の平均値） <p>○個別クレジット業者に関する事務（法改正に伴い平成21年12月より新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録件数130件（※）、立入検査件数0件（※※） <p>※平成20年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登</p>

	<p>録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。これにより、平成21年12月～平成22年7月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。</p> <p>※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、（具体的には平成23年度以降）増加していく見込み。</p>
備考	<p>営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある前払式特定取引業者及び前払式割賦販売業者への報告徴収・立入検査は既に都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限を認めている。</p>

工 程	改正を要する法令等の事項	「割賦販売法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-1）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>消費生活用製品の製造業者等に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	101人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	4	5	3
	立入検査	4	5	12
※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。				
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「消費生活用製品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSCマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-2）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>電気用品安全法は、電気用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際には、事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>電気用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19 f y</th> <th>H20 f y</th> <th>H21 f y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>94</td> <td>55</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19 f y	H20 f y	H21 f y	報告徴収	94	55	73	立入検査	53	47	57
	H19 f y	H20 f y	H21 f y										
報告徴収	94	55	73										
立入検査	53	47	57										
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。												

工 程	改正を要する法令等の事項	「電気用品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSEマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	